

小規模保育事業 輝け未来保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は次のとおりです。

1 事業運営主体

名 称	イーストクオリティ株式会社
所 在 地	大阪市北区豊崎四丁目8番2号
電 話 番 号	06-7896-7388
代 表 者 氏 名	代表取締役 山中裕美

2 事業の概要

施 設 の 種 類	小規模保育事業A型
施 設 の 名 称	輝け未来保育園
施 設 の 所 在 地	〒531-0074 大阪市北区本庄1丁目9番5号
連 絡 先	電話番号：06-7850-1224 F A X：06-7174-4190
管 理 者	施設長 山中裕美
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする満3歳未満の小学校就学前児童
認 可 定 員	0歳児 3人 1歳児 6人 2歳児 10人
利 用 定 員	満1歳以上満3歳未満の児童 10人 満1歳未満の児童 2人
開 設 年 月 日	令和5年 4月 1日

3 事業の目的・運営方針

輝け未来保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における設備の概要

(1) 施設

建物	構 造	鉄筋コンクリート造陸屋根 6 階建のうち 1 階
	延べ面積	119.51 m ²
屋外遊戯場		大淀開発 1 号公園 496.00 m ²

(2) 主な設備

施設設備の 数 と 面 積	乳 児 室	1 室	17.53 m ²
	ほ ふ く 室	1 室	20.97 m ²
	保 育 室	1 室	21.21 m ²
	調 理 室 (調乳スペース含む)	1 室	12.60 m ²
	幼 児 用 ト イ レ (幼児用手洗、沐浴設備)	2 個	8.53 m ²
	事 務 コ ー ナ ー	1 室	10.37 m ²

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成 29 年 3 月 31 日厚労告 117 号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記 8 に記載する時間において、保育を提供します。

(2) モンテッソーリ教育

6 職員の職種、員数及び職務の内容 令和 7 年 4 月 1 日現在

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
施 設 長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1	0	
主 任 保 育 士	施設長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育を行う	1	1	0	
保 育 士	専門的知識及び技術をもって、園児の保育及び園児の保護者に対する保育に関する指導を行う	6	4	2	
栄 養 士	献立表の作成及び給食、おやつを調理する	2	2	0	
調 理 員	給食及びおやつの調理をする	1	0	1	
事務兼保育補助	保育園に関する事務を行う	1	1	0	
保 育 補 助 者	保育士の補助を行う	2	2	0	
看 護 師	子ども及び従業員の健康管理	5	0	5	

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
施 設 長	正規の勤務時間帯（9：00～18：00）
主 任 保 育 士	正規の勤務時間帯（9：00～18：00）
保 育 士	正規の勤務時間帯（7：00～20：00）
栄 養 士	正規の勤務時間帯（9：00～18：00）
事 務 員	正規の勤務時間帯（9：00～18：00）

※ ローターションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から日曜日までとします。（祝日含む）

※日曜・祝日利用の場合は平日を振替欠席して頂きます。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時から7時30分まで又は18時30分から20時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、当園にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時30分まで又は16時30分から18時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、当園にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況

(1) 食事の提供方法

自園調理

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時30分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

(3) アレルギー対応状況

除去食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

10 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのあるこどもとないこどもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

11 連携施設

当園は、保育を適正に実施し、当園における保育終了後も継続的に児童の受入先が確保されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う教育・保育施設を確保しております。

(1) 連携内容

ア 園児に集団保育を体験させるための機会の設定、その他保育の内容に関する支援

イ 代替保育（当園の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当園に代わって提供する保育をいう。）の提供

ウ 当園における保育の提供終了に際しての当該児童の継続的な受入れ

(2) 連携施設

ア 新森幼稚園

運 営 主 体	学校法人 大阪聖心学院 新森幼稚園
所 在 地	大阪市旭区新森3丁目3番35号
連 携 内 容	・ 集団保育を体験させるための機会の設定 ・ 代替保育の提供 ・ 卒園児の受け入れ（5名） ・ セミナーのご案内、園庭解放、行事の見学
電 話 番 号	06-6954-5344

イ 扇町同胞幼稚園

運 営 主 体	学校法人 扇町同胞学園 扇町同胞幼稚園
所 在 地	大阪市北区神山町9-19
連 携 内 容	・ 集団保育を体験させるための機会の設定 ・ 代替保育の提供 ・ 卒園児の受け入れ（5名）
電 話 番 号	06-6361-1235

12 利用料金

(1) 特定地域型保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額（月額）を当園にお支払いいただきます。

ただし、転居等やむを得ない理由により月の途中で退所する場合については、在籍日数に応じ日割計算で算定します。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、別途お知らせします

13 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

14 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が満3歳に達したとき（ただし、満3歳に達した年度の3月31日までには保育を提供します。）
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

15 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	ゴウクリニク
医院長名又は医師名	渡邊 徹也
所在地	大阪府中央区大手前1-6-4 リップル天満橋ビル2F
電話番号	06-6232-8111

(2) 歯科

医療機関の名称	医療法人木村歯科クリニック
医院長名又は医師名	木村 祐介
所在地	大阪府北区豊崎4丁目11番ユーハイツ1F
電話番号	06-6371-8041

※感染症について：集団生活になるため、予防接種未接種の方は一切責任を負えません。

※欠席について：保育園を欠席する目安につきましては、別紙のしおりをご覧ください。

16 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指

定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

17 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。			
防災設備	・自動火災報知設備	有	・消火器	有
	・非常警報器具・設備	無	・誘導灯	有
	・スプリンクラー	無	・避難器具	無
	・カーテン、敷物、建具等で可燃性のものの防災処理			
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。			

18 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に2回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

19 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用 相談窓口	・窓口担当者 友松 里佳子 ・ご利用時間 9:00 ~ 18:00 ・電話番号 06-7850-1224 F A X 06-7174-4190 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	大阪市私立 保育園連盟	電話番号 06-6761-1171

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

※ 苦情解決の実績等はホームページに掲載しています。

20 利用者に対しての保険の種類・保険事故（保険者の保険金支払義務を具体化させる事故）・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	賠償責任保険 （公益社団法人全国私立保育園連盟）
保険の内容	<施設賠償責任保険> 記名被保険者が所有、使用または管理する保育施設や保育業務の遂行に起因して、保険期間中に日本国内において発生した他人の身体の障害、他人の財物の損壊について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。 <生産物賠償責任保険> 記名被保険者が提供した生産物（飲食物等）や保育業務の結果に起因して、保険期間中に日本国内において発生した他人の身体の障害、他人の財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。
保険金額	<施設賠償責任保険> 対人：1 名 2 億円／1 事故 5 億円 対物：1 事故 200 万円 <生産物賠償責任保険> 対人：1 名 2 億円／1 事故 5 億円 対物：1 事故 200 万円
保険の種類	傷害保険 （独立行政法人日本スポーツ振興センター）
保険の内容	<負傷> その原因である事由が保育園の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもの <疾病> その原因である事由が保育園の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもののうち、文部科学省令で定めているもの ・学校給食等による中毒・ガス等による中毒・熱中症

	・溺水・異物の嚥下又は迷入による疾病・漆等による皮膚炎・外部衝撃等による疾病・負傷による疾病 <障害> 保育園の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害で、その程度により、1 級から 1 4 級に区分される <死亡> 保育園の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡 ・運動などの行為に起因する突然死 ・運動などの行為と関連のない突然死
保険金額	<負傷、疾病> ・医療保険並の療養に要する費用の額の 4/10（そのうち 1/10 の分は、療養に伴って要する費用として加算される分）ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が異なる。）に、療養に要する費用の額の 1/10 を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合はその額を加算した額 <障害> 4,000 万円～88 万円（3,770 万円～82 万円） 〔通学（園）中の災害の場合 2,000 万円～44 万円（1,885 万円～41 万円）〕 <死亡> ・保育園の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡 3,000 万円（2,800 万円） 〔通学（園）中の場合 1,500 万円（1,400 万円）〕

	・運動などの行為に起因する突然死 3,000 万円 (2,800 万円) 〔通学（園）中の場合 1,500 万円 (1,400 万円)〕 ・運動などの行為と関連のない突然死 1,500 万円 (1,400 万円) 〔通学（園）中の場合も同額〕
--	--

※詳しくは、別途配布する「保険のしおり」を御確認ください。

21 園児の利用状況（毎年度 5 月 1 日現在）

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
0 歳児	0 人	2 人	0 人
1 歳児	4 人	8 人	8 人
2 歳児	1 人	6 人	7 人

※令和 5 年度より保育事業開始のため、それ以前の利用状況はなしとなります。

22 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項 目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	令和 6 年度受審	受審済（公表済）
自己評価の実施状況	毎年度実施	実施済

23 子ども・子育て支援法第 51 条第 2 項若しくは第 4 項又は第 57 条第 2 項若しくは第 4 項の規定により公表・公示された旨（適正運営をしていない等により大阪市長より勧告、命令等を受け、その旨を公表、公示された事実の有無）

なし

24 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別 表

1 特定地域型保育の提供に要する利用者負担金（実費徴収分）

項 目	内 容 、 負 担 を 求 め る 理 由 及 び 目 的	徴収時 期	金 額	対象者
カ ラ ー 帽 子	お散歩や園外保育にて利用《サンガードタイプ（脱着式）》	入所時	1,254 円	全園児
ス モ ッ ク	保育中着用	入所時	2,200 円	全園児
保 険 代	日本スポーツ振興センター	年間	350 円～365 円	全園児
布団リース代	株式会社丸八真綿	月額	770 円	全園児
布団マット 交 換 費	株式会社丸八真綿	年間	1,650 円	全園児
教 材 費 行 事 費 用	モンテッソーリ教材費及び行事費用	月額	0 歳児 1,000 円 1,2 歳児 1,500 円	全園児
卒園積立金	アルバム・花・紅白饅頭 他	月額	1,000 円	2 歳児
手ぶらセット	紙おむつ、おしりふき（2,508 円） 使い捨て手拭、使い捨てエプロン（877 円）	月額	3,385 円	希望者
写 真 代	写真、データ購入、フォトブック作成等 【希望者のみ業者より直接販売】	随時	55 円～	希望者
親子遠足に 係 る 費 用	公共交通機関（地下鉄、バス等）その他移動 手段に要する経費	随時	令和 6 年度 費用 1,000 円～(実費)	全園児

2 時間外保育に係る利用者負担

(1) 保育標準時間認定に係る時間外保育料

月額 2,900 円

30 分あたり 300 円

(2) 保育短時間認定に係る時間外保育料

月額 2,900 円

30 分あたり 300 円

(3) 夕延長保育時軽食代

1 食 300 円（希望者のみ）

(4) 20:00 以降の時間外保育料

30 分あたり 500 円

※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付いたします。

当園における保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育園名： 輝け未来保育園

所在地 ： 大阪市北区本庄 1 丁目 9 番 5 号

説明者 職・氏名： _____ 施設長 山中 裕美

私は、書面に基づいて輝け未来保育園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

_____ 年 月 日

保護者住所： _____

児童氏名 ： _____

保護者氏名： _____ 印（署名でも可）

児童から見た続柄： _____